

1 . 件名 : 伊方発電所 3 号機の特定重大事故等対処施設等が法定の期限内に完成しない
ことに関する四国電力株式会社からの文書の提出に関する面談

2 . 日時 : 令和 3 年 1 月 2 8 日 (木) 1 0 : 4 5 ~ 1 1 : 0 0

3 . 場所 : 原子力規制庁 8 階会議卓

4 . 出席者 :

原子力規制庁 原子力規制部原子力規制企画課 森下課長、谷川専門職、関口係長
四国電力株式会社 東京支社技術課長 他 1 名

5 . 要旨 :

事業者から、伊方発電所 3 号機の特定重大事故等対処施設等が法定の期限内に完成しないことに対する対応について (資料 1) の提出と説明があった。

原子力規制庁から、資料 1 別紙の 2 . の「特重等の使用前検査に合格するまでの期間冷温停止状態を維持する」の始期を確認したところ、事業者から「現在も**使用前検査定期事業者検査**で停止中であり、本資料を提出した現時点から」との回答があった。

○ また、原子力規制庁から、事業者に対し、提出いただいた資料は規制委員会に報告する旨伝えた。

6 . 配布資料

資料 1 伊方発電所 3 号機の特定重大事故等対処施設等が法定の期限内に完成しないことに対する当社の対応について

以上